海幕援第２２号
令和４年３月３０日

海上幕僚監部各部等の長
各　部　隊　の　長　殿
各　機　関　の　長

海上幕僚監部人事教育部長
（公　印　省　略）

若年定年等隊員となる隊員に対する退職管理業務事務処理要領について（通知）

標記について、下記のとおり実施されたく通知する。

記

１　事務処理要領

関連文書１別紙に示された、対象隊員の退職管理業務に関する事務処理要領については、関連文書２を準用するものとする。

なお、令和４年度上級管理講習への希望調査については別に示す。

２　就職の依頼等

就職援護職隊員による対象隊員に対する就職の依頼等に関する事務処理は、令和５年３月３１日まで実施してはならない。

なお、再就職希望等に関する事前調査の実施については、関連文書１別冊第３第１項第１号を準用する。

文書管理情報				
文書管理者：海幕援護業務課長		開示	部分開示	不開示
一元的な管理に責任を有する者：海幕援護業務課長	作成時	○		
分類：就職援助―就職援助	区分：１　２　３　４　５　６			
作成年月日：2022.3.. 30	理由：			
取得年月日：				
保存期間：３年				
保存期間満了日：2025.3.31				
本紙を含め：2枚 ~~一~~				
配布先：― ~~個所~~				

３　その他

事務処理の細部について定めのない事項については、海上幕僚監部人事教育部援護業務課長から示す。

関連文書：１　海幕援第２９号（令和３年４月１日）
　　２　海幕援第１７号（令和４年３月２８日）
写送付先：部内全般